

平成30年白老町議会全員協議会会議録

平成30年11月 9日(金曜日)

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前11時29分

○議事日程

1. 平成29年度北海道会計実地検査概要及び取り扱いについて
-

○会議に付した事件

1. 平成29年度北海道会計実地検査概要及び取り扱いについて
-

○出席議員(13名)

2番	小西秀延君	3番	吉谷一孝君
4番	広地紀彰君	5番	吉田和子君
6番	氏家裕治君	7番	森哲也君
8番	大淵紀夫君	9番	及川保君
10番	本間広朗君	11番	西田祐子君
12番	松田謙吾君	13番	前田博之君
14番	山本浩平君		

○欠席議員(1名)

1番 山田和子君

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	岩城達己君
総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
企画課長	工藤智寿君
生活環境課長	本間力君
生活環境課主幹	三上裕志君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 高橋裕明君
主査 小野寺修男君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前 9時58分）

○議長（山本浩平君） 本日の全員協議会の案件は、「平成29年度北海道会計実地検査概要及び取り扱い」についてであります。

概要は、受験結果説明及び北海道へ返還する当該補助金の取り扱いについて、地域バイオマス利活用交付金事業関係全般であります。

それでは、説明を求めます。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 議会全員協議会開会にあたり、まず私のほうからご報告をさせていただきます。

平成29年5月に実施された会計検査院による北海道会計実地検査におきまして、平成21年度に運営開始したバイオマス燃料化施設の整備費として活用した地域バイオマス利活用交付金は、補助目的に達していないこと、今後の交付金事業としての施設稼働が見込めないこと等、同院より指摘を受け、これまで協議を重ねてきたところであります。

結果として、本日付け同院の報告により、平成26年4月から稼働を停止していたバイオマス燃料化施設のうち、当該施設の高圧高温処理設備等の補助金相当額8,550万3,673円を北海道へ返還することとなりました。

このような事態が発生したことは、誠に遺憾であり、補助金の返還が伴う結果となってしまったことを深く受けとめ、町民の皆様はじめ議会の皆様に対し心よりお詫びを申し上げます。

今後のバイオマス燃料化施設については、現時点で補助金が返還となったとしても農林水産省の交付金事業として施設を稼働させ継続しなければならない状況となっておりますが、町財政負担の観点からも極めて困難であり、これを契機として町直営での施設運営については、平成30年度をもって固形燃料の生産を停止し、交付金事業を廃止する方向へ本日お示しさせていただきます。

そのため、事業廃止に伴い、このたびの補助金返還の対象箇所以外も財産処分することが必要となるため、国の財産処分承認基準により補助金返還の総額で1億8,543万円となります。加えて補助金返還に伴い本事業に係る起債残高を一括で償還するため、補助金と起債償還全体で5億65万円となり、以後の議会に補正予算を提案させていただきたいと考えております。

施設の停止後の取り扱いについては、交付金事業を廃止したことで町の裁量により施設を有効に活用することが可能となることから、平成31年度中に民間事業者等での施設継承の可能性があるかを検討し、翌年度には再稼働を目指したい考えであります。

そのため31年度は施設及び設備の保守点検等の管理費は措置しなければならなく、生産を停止し必要最低限の予算を計上させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいところであります。

この後、資料説明を含め担当よりご説明いたします。

最後に、これまでの議会の中でもさまざまなご指摘・ご意見をいただきましたことが、結果としてこのような事態となり、町民の皆様にご負担をおかけしたことに對しまして重ねてお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 私のほうから資料1と資料2について順を追って説明させていただきます。

まず資料1でございます。1、対象事業につきましては、（1）検査対象、地域バイオマス利活用交付金事業。（2）対象施設名、白老町バイオマス燃料化施設でございます。（3）事業概要につきましては、①事業主体、白老町、②事業年度、それから③から⑤までは記載のとおりとなっております。

2、会計検査の受検概要でございます。（1）受検検査の受検概要、（1）受検日程及び会場、①日程、平成29年5月24日に受検しております。②会場、白老町役場第2会議室、③所管、会計検査院第四局農林水産検査第1課で受けてございます。（2）実地検査における指摘事項でございます。本日、公表内容の主要な部分を要約したものでございますが、白老町は平成21年4月に白老町バイオマス燃料化施設の稼働を開始したものの、町内廃棄物を原料とする生成物の塩素濃度が安定しないことなどから、製紙会社が受入可能な固形燃料を計画どおりに製造できない状況となったことなどにより事業収支が悪化したため、26年4月に燃料化施設のうち高温高压処理設備の稼働を停止していた。

そして町は、町内廃棄物に代わるバイオマス資源の研究等を進めることとしたが、同設備の稼働を再開するには至らず、今後も稼働が見込めない状況になっていた。

したがって、町が本件交付金事業で取得した燃料化施設のうち、高温高压処理設備等（26年3月末時点における残存価格1億7,101万855円）は、補助の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額8,550万3,673円が不当と認められるというところで、26年から農林水産省との協議の中で、暫定措置扱いをとり行ってきた状況であります。結果として会計検査院はそこを認めていただけなかったという状況で、これが指摘事項となっております。

3、指摘事項における対応状況及び会計検査院の判断、補助金返還額。（1）実地検査以後の指摘事項等の対応ということで、昨年5月24日の会計実地検査以降、計画段階での事業の検証及び施設・機械設備等の適合性について指摘があり、町として問題視される次項等に対し一定限の事業見通しを踏まえて受検対応を行ってきておりました。

しかしながら、当該バイオマス事業としては不十分との観点から、本年9月までに多数の指摘事項及び各施設、設備等に関する質問があり、町として指摘事項・質問ごとに北海道と協議を行うとともに、いただいた助言等を踏まえて回答し、また必要に応じて農林水産省の見解を確認しながら会計検査院の指摘等に対処してきたところであります。（2）交付金事業の不当となった事項及び理由。町は特に平成21年当初の計画性や塩素濃度の軽減措置等の妥当性を主張するとともに、目標

値に到達できていないものの事業実施の継続性や取り組み姿勢（努力）に対する評価を強く訴えてきたところであります。

結果として、会計検査院は「バイオマス事業で取得した本件バイオマス施設のうち、高温高压処理設備は26年4月から稼働を停止して、今後の稼働再開も見込めない状況」と判断し、「町内のバイオマス資源を活用したバイオマス燃料を供給するという補助の目的を達しておらず、高温高压処理設備に係る交付金相当額が不当」としたところでございます。（3）交付金返還額でございます。

③先ほど町長からも述べたとおり、8,550万3,673円が返還額となります。

4、会計検査院平成29年度検査報告ですが、本日付けで内閣のほうに送付される予定でございます。

5、返還日程でございますが、この後、12月会議へ上程を予定させていただきまして、議決をいただいた際は平成30年度中に北海道に返還する段取りとさせていただきたいと思っております。

6、再発防止でございますが、会計検査院からの指摘を踏まえ、このような事態が生じたことを重く受けとめ、今後このような事態が生じないように事業実施前段階での十分な議論や検討などに努め、再発を防止し、適正な執行を図っていききたいと考えております。

7、今後の対応でございますが、冒頭、町長からも述べていただいたとおり、若干重複しますが、（1）バイオマス燃料化施設の取り扱いということで、本町の財政状況を含むこれまでの議会等の協議経過から将来に向けた全面稼働はもとより、施設の一部稼働についても、財政的に費用対効果が見込めないことから、このまま施設の運営を継続することは困難であると判断し、当該バイオマス事業は平成31年3月をもって廃止とし、当該施設の全面停止をしていききたいと考えております。また、全面停止した施設につきましては、単に解体するのではなく、施設を有効に活用するため民間事業社等での事業継承の可能性があるかを検討していききたいと考えております。（2）事業廃止（財産処分）とする理由でございます。まず平成26年度に高温高压機の稼働を財政健全化プランの財政状況を踏まえて農林水産省との協議をもって停止したということで、この処置につきましては、財政プランに基づくものであり農林水産省との協議を行いながら実施していったものでございます。

次に、この暫定措置では、稼働停止による設備が中断しないこと、新たなバイオマス資源の調査研究を行い再稼働に結びつけることとしておりました。しかしながら可燃ごみを既に登別市との広域処理に変更したこと、また新たなバイオマス資源の確保については、短期間で確立し再稼働することは困難でありました。平成29年5月の実施検査におきまして補助金返還として指摘されたように、今後停止している高温高压処理設備の稼働は難しいこと。また当初計画の固形燃料生産量1万1,000トンの生産は見込めないこと。このことから補助金返還を加えた費用対効果、採算性などを考慮した場合、さらに負担増となり財政健全化プランとの整合性が確保できないため、施設の稼働を継続することはできないと判断し交付金事業を廃止したいという考えでございます。

事業廃止による国庫納付等の試算につきましては、次の資料で（3）事業廃止後の取り扱いでございます。平成31年度は、町の裁量で施設の有効活用を図るための検討期間とし、平成32年度を目途として新たな経営形態による再稼働を模索していききたいという考えでございます。なお、平成

31年度バイオマス燃料化施設は停止となりますが、一定限、保守・施設管理等のため必要最低限の予算措置を行いたいと考えてございます。（４）事業検討における諸条件、今後という検討になりますが、現時点で事業検討における諸条件としましては、以下の３項目ということで、当該土地所有者でございます日本製紙さんとの意向を踏まえながら施設の有効活用を検討していきたいというふうな考えでいます。一つ目は、余剰生成物の整理、今3,000トンほどの余剰生成物が残土しております。その部分の整理をまず一つと。それから、今、町民にご協力いただきまして分別で行っております燃料ごみの活用、それから日本製紙への固形燃料の供給を最低限その３項目を網羅しながら今後の事業検討を図ってまいりたいというふうな考えでございます。

続きまして、資料２でございます。バイオマス燃料化施設休止、事業廃止に伴います財産処分の取り扱いでございます。

１、財産処分の範囲ということで、各施設ごとに耐用年数、それから事業費を左側から順を追って記載しております。事業費全体で13億5,975万円となりますが、このうち今回会計検査院に指摘された金額が7億2,951万7,199円、①で記載している部分でございます。その右側の段、財産処分対象金額ということで、この交付金事業、いわゆる農林水産省の事業として廃止。やめてしまうということになりますと、指摘を受けた以外の分ということで、事業費の残りの分ですが6億3,023万2,801円、②で記載させていただいております。この部分が財産処分の対象となります。

２、財産処分による交付金返還想定額ということですが、まず①としまして、今回指摘された、上段になりますけれども、26年3月の認定ということで、事業費7億2,951万7,199円に対しまして、対象金額、こちらにつきましては認定される各年度までの残存価格ということで、26年の償却された残存ということで1億7,101万855円、その約2分の1ということで、米印２で記載しておりますが、交付金返還額8,550万3,673円となります。次の②としまして、上記以外ということで、全体を全部整理をするということで、残りの分ということですが、事業費が6億3,023万2,801円、同様に対象金額が1億9,986万9,817円、これの約2分の1ということで9,993万2,909円ということになります。合計で補助金の交付金返還額となりますが1億8,543万6,582円ということで③という表示をさせていただいております。

次に、３、起債償還残高でございます。平成31年から35年までの一般廃棄物処理事業債ということで、元金、利息合わせまして④に記載しておりますが、3億1,522万2,832円でございます。

４、交付金返還・起債償還額合計となりますが、それぞれ③と④の農林水産省にお返しする部分、それから起債の償還残高合わせまして5億65万9,414円、こちらを年度内に一括整理をしていきたいという考えでございます。

５、その他関連事業といたしまして、（１）北海道グリーンニューディール基金事業の取り扱いでございますが、本件につきましては、この農林水産省の地域バイオマス利活用交付金事業と別に、次のページに記載しておりますが、省エネ改修事業ということで、太陽光発電設備、照明LED化などの事業目的で平成21年度に事業を実施している部分でございます。それからもう一本が平成23年度のバイオマス燃料利用促進事業ということで、バイオマス温水ボイラーの設置を行っており

ます。合わせてこの施設の関連事業として位置づけられておりましたが、本事業につきましては今年度の事業継承の検討と並行しまして、財産等の取り扱いを北海道と環境省と協議を進めたところでありましたが、昨年度中の返還は発生しない見込みということになりました。具体的に申し上げますと、この事業目的が省エネ化を目的するための設置目的でございまして、今後の事業検討、平成31年度以降で検討していく内容いかんでは、現時点で処分相当額が2,300万円ですが、今後の取り扱いいかんでその省エネ目的がどういうふうに対応できるかということで、施設を解体するということが現時点で決まっていれば返還が生じることになるのですが、今後そういった利用形態を図るということであれば、農林水産省と環境省のほうとは済み分けて考えていただく場合ということで、1年間の停止することは暫定的に了解いただいた中で今後の検討ということでございました。結果的に何もできなければ2,300万円また環境省にお返しするのですが、何かしらの有効利用を図れる部分では2,300万円以下で、この対応は出てくるということで、今時点でこういった処分が発生する想定がございまして、本日合わせてご報告させていただいたところでございます。

6、今後の日程及び手続等の流れでございしますが、会計検査院から左側に順を追って農林水産省、北海道、白老町ということで、横のほうに年度を月別に記載しております。会計検査院は本日報告を行いまして、後、この会期中で国会報告がされる予定でございまして。国会報告後によりまして、財産処分の承認申請を行うのですが、まずは今の段階で自主納付試算・協議ということで、今9,900万円と試算をしていますが、それが農林水産省として適正かどうかの協議等を行っている中でございまして。それと合わせまして、先ほど申したとおり定例会12月会議の中で補正予算のほうを上程させていただきたいという考えでありまして、その後、財産処分承認申請を行い、北海道、農林水産省の経由を得て農林水産省の承認がおりると。それで承認がおりた段階で財産処分報告ということで、3月までの間の処分報告を町として提出しまして、その後に納付書が発券されるという流れで、その後に補助金の返還ということで、若干年度内の3月31日まで間に合うかどうかなのですが、予算措置としては平成30年度という形で動いた中で出納閉鎖期間を踏まえて対応していきたいという流れでございまして。

簡単でございしますが、以上で資料1と2の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま担当からの説明がございました。この件について特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 全員協議会ですので、それを踏まえてお聞きします。1ページの3です。今、担当課長から経緯はあったのですけれどもその実地検査以後の指摘事項等の対応について、中段に町として問題視される事項等に対し一定限の事業見通しを踏まえ受検対応を行ってきたと。この経緯、流れ、何を訴えてきたのか。加えて受検対応したのか。ここでいけば問題視される部分の事項に対して事業の見通しですね。多分、やっていきたいということを訴えたと思うのです。これの経緯についてをまず具体的に説明をお願いします。

それと、きょうの全員協議会でありませんでしたけれども、今後の対応です。これを単に解体するのではなくて、民間事業と事業継承云々とありますけれども、ここにこういうふうに文章表現しているということは、その譲渡する事業を継承する可能性は高いから、ここにこういう文言を使ったのか。思惑で物を言っているのか。その辺の部分と、あくまで確認ですから、平成31年この保守、点検する、また無駄にお金が出てきますね。投げることになりますよ、民間が受けなければ。それは十分に整理されて具体的なことは一般質問等に出ると思いますが、整理されて本当に事業性が高いのだと、目標や見通しとか。だからこういう考えを示したということの踏まえていいのかどうか。その2点を伺います。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） まず1ページの3の実地検査以後の指摘事項等の対応の町として問題視される事項、見通しということでの質問ですが、まずこれまでの議会とのやり取り、ご議論の中で、当然のことながらバイオマス燃料化施設の稼動目標にあります1万1,000トン、そういった部分、それから計画目標にありますCO₂の削減であったり、それから最終処分場の埋め立て、そういう目標を掲げてこの事業をスタートしている中でいきますと、それぞれがやはりきちんとした目標の達成割合というものが低いということは事実でございます。そういったところは何でできていなかったかということで、議会、町民の皆様には中間報告等でお示ししているとおりののですが、そういった部分を含めて会計検査院のほうとは対応してきたというところで、今、我々としてはこの会計検査院のほうと、農林水産省との約束事としまして暫定措置扱い、平成34年までの稼動に持っていくということを見通しとして行ってきたところなのですが、そういうところでの具体的な話ということでご理解いただきたいと思えます。

それから民間事業者等への事業性でございますが、まだ本日公表という、形態報告という状況でございまして、確立という部分でいけば、正直何%だとか、もうある程度決まっているということでは当然ないですし、今の状況ではまだ記載はしておりますが、やはり1年間の検討期間をいただきたいということでの方向性でございます。そういうところで確定じみたことは当然ございませんので、今後としてはそれに最大限傾注していきたいという考えで今回お示ししたところでございまずので、ご理解いただきたいと思えます。

それから保守、点検等の予算措置でございますが、これから平成30年度、31年3月まで、それから来年4月以降におきまして、今後の事業継承を図る検討をしていきますが、まずは今回お示した1年間ということで大前提で進めたいと思えますけれども、やはりそれが半年で決まるのか、仮にですが相手方の都合で1年、1年半という期間が費やすのかということでは、まだちょっと申し訳ありませんがこの段階では申し上げられないのですが、ただ経年ということでは、どうしても設備等の保守が最低限必要となってくる想定でございますので、そういう意味で今回その最低限の予算措置を図りたいということで今回示させていただいております。そういう状況だということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) 私、流れもそうなのだけれども、ここでいっているのは、3、指摘事項、これは最低実地検査以降、計画段階での事業の検証及び施設、機械設備等の適合性について指摘があったといっているのです。それに対して一定限の事業見通しを踏まえ受検対応をしたと、この指摘の部分については何十項目があって、具体的に聞きませんが、何点かこういうことが質問されていました、だからこうなったということを具体的に聞きたいのです。なぜ話ならもう議会の中で結構やっているでしょう。会計検査院が議会でいろいろな議論を踏まえたり、町の考えを聞いて、そして指摘されていると思うのです。この指摘事項というのはきちんと国から整理されているでしょう。それに対して項目別に対応していますよね。その辺の部分です。ですから全部とはいいませんから、もし必要であれば後ほどその指摘事項について資料をもらいに行きますけれども、ある程度の部分の私たちが受検対応のどういう受検対応をしたのか、会計検査委員はどのような指摘をしてきたのかと、そういうことの臨場感のあるわかりやすいことをきちんと行ってほしいのです。ただなぜって言うても、なぜこういう結果になったのかわからないのです。そういうことです。

それともう1点、確認なのだけれども、今後の対応の事業継承なのですが、国の予算はゼロということですね。これから相手を見つけて交渉していくという話ですね。それだけ確認しておきます。

○議長(山本浩平君) 本間生活環境課長。

○生活環境課長(本間 力君) 大変申し訳ありません。冒頭申し上げた中ですが、会計検査院とのやり取りに関しましては、過程の指摘事項のやり取りというのは、一字一句、または議事録をあげて、それを公表できるかどうかと、それは控えなければいけないというルールがございまして、そういった議事録の提出については大変申し訳ないのですができないということで、言えることは何十項目というところで数は押さえきれないところで、もう計画段階から、バイオマスタウン構想から、それから計画、平成21年稼働から全て設備の関係、それから運営状況、生産量、端的に言いますと、これまで議会でのご議論させていただいていたいろいろな指摘事項、大半と言っていると思っておりますが、それらを全てにおいてこれまで会計検査院と確認事項、質問対応してきたという状況でございます。当然、塩素濃度の今の捉え方、中間報告でも出しておりますけれども、やはりそのタウン構想から想定していた部分が希釈によってクリアできるという前提の中で進めたことを含めて、こちらは一定限、理解をいただいたというふうに捉えておりますが、そういったところも含めて、いろいろな角度で何十項目という質問がこれまで出てきたというところで押さえておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

それから公式というレベルでいけば、まだゼロです。民間事業者等はこれから精力的に取り組んでいくということでございます。

○議長(山本浩平君) 4番、広地紀彰議員。

○4番(広地紀彰君) 4番、広地です。若干、前田議員のほうからの質問と兼ね合いがありますので、こちらのほうで質問させていただきます。まず2点、確認の意味も含めて質問させていただきます。まず1点目、再稼働という考え方、施設を有効活用、新たな経営形態と模索しながらとい

うことで再稼動に向けた取り組みを進めるといった、その立ち位置に立ったその考え方。例えば施設 14 億を落としたらもったいないからとか、それから日本製紙等々関連性があるのか、そのあたりの考え方をまず伺いたいと思います。

それともう一つ、この最低限といった形で再稼動をしていきたいといった部分、私もあれだけの施設、有効活用したほうがいいとももちろん考えています。ただこの検討期間を平成 32 年をめぐりてというふうに分けた部分、保守、点検に係る費用もある程度のまだ精査しきれていないという、後日上程されるだろうと、それは理解しています。ただこれはものすごい大事なことになってくると思うのです。おそらく相当やはり軽い予算ではないはずで、そういった部分が平成 32 年度でめぐりて、もうちょっと本当にそこで民間移譲にできるのかというところ、前田議員からも指摘ありました。ここで町税を投入して、ある程度再稼動に向けてという部分というのは相当真剣にめどを立てなければいけないと思うのですけれども、そのあたり平成 32 年度に分けたその考え方について。あと今後のことについて 1 点だけ確認です、財政健全化プラントの整合性、今後図られていくと思います。実際に一般財源からの繰り入れが必要なくなるのか、それから広域処理とのかかる経費が逆にふえるのか、そのあたりの整理というのはいつごろ整理されるかについてお伺いします。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） まず 1 点目の再稼動の考え方といいますか、民間継承の検討の取り方でございますが、本日の説明の中でなかなかちょっと説明が全てしきれて皆さんにお伝わりしたかどうか分からないのですが、これまで農林水産省の交付金事業として、まちのバイオマスタウン構想を設定した中で動いてきた事業というものの対象要件というものが、やはりまちとして平成 26 年にまずは暫定的に高温高圧設備などを停めて生産を最低限にしたという経緯も踏まえまして、これ以上、農林水産省の交付金事業として続けることは得策ではないというのがまず一つ前提でございます。では、単に解体するということになりますと、やはりこれはまた解体費が 2 億円、3 億円という、まだざっくりとした予算繰りでありまして、以前にお示したところですが、そういった費用が出てくる。また背景としましては、日本製紙さんとのやり取りの中でいきますと、今、若干なのですが固形燃料生産においても、日本製紙さんのほうでも経費の軽減を図られているということ、それからリサイクル向上の観点からいきますと、燃料ごみを継続していきたい。それによっては、今ある有料ごみ袋自体がどうしてもプラスチック系、どうしても容量がかさばるということもあって、またそれ以上に戻しますと町民負担が発生するということも懸念としてございます。そういう踏まえた中でいきますとやはりまちとして直営は難しいけれども、何らかの方法で民間のビジネススペースで何かうまく使える方法はないかどうかということをお我々として考えていきたい。ただ、当然、先ほども前田副議長の答弁で申し上げたとおり、本日が会計検査院とのやり取りでいきますと、一定限この報告がされて、お話ができる時期になったということで、正直申し上げますとまだまだ公式なところでの動きとしてはできていない状況でございます。ただ農林水産省の交付金事業を外し、まちの裁量でいけば、都合のいい解釈かもしれませんが、民間事業者との連携によって有効利用を図れるものというものを最大限もっていきたいということを考えていきたい。

そういうことで平成 32 年度をめぐるといところで設定したところなのですが、この 1 年間という区切りにつきましては、非常に担当しても厳しい 1 年間だと思っております。ただ努力目標も含めて、その根拠がない言い方で申し訳ないのですが、やはりこれまでのこの事業に関しましては火災等も起きた中での猶予期間をいただいていた中でのこの状況下でございます。そういうところで単に引き延ばしをしていたわけではないのですが、我々のこれからの取り組む姿勢としましてはまず 1 年間という検討期間を設けさせていただきたいという意味で 2 年ではなく、1 年という姿勢で修正させていただいたという状況でございます。

それから広域処理との廃棄物全般の取り扱いでございますが、現時点では精査中で金額的にはお示しできませんが、当然のことながら仮に 1 年間という限定的な捉え方も含めると、今ある燃料ごみの処理というものは、やはり登別市のほうに協力をいただかないと行かない。資源回収していただきますペットボトルも含めてなのですが、そういった部分の費用に関しましてはプラスという想定になってきます。金額は今、申し上げられませんが、そういったところも踏まえまして、先ほど申し上げました施設の保守の部分等を平成 31 年度の予算編成の段階で上程させていただきたいと思っております。可能な限り経費削減は努めていきたいという前提で今後整理をしていきたい考えでございます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 38 分

再開 午前 10 時 39 分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

4 番、広地紀彰議員。

○4 番（広地紀彰君） 4 番、広地です。これで最後にさせていただきます。まず再稼動に向けて取り組んでいくという、その基本的な考え方については理解できました。非常に大きなさまざまな観点、費用等々もおとした観点の中で再稼動を目指していきたいという姿勢については私も理解できます。ただこの平成 32 年をめぐるとしてという、ある程度の一つの区切りを持って進んでいくと、その考え方も十分理解できますが、それは相当大変な取り組みになっていくと思うのです。実際、民間を含めてということでしたが、民間ですと当然採算ベースで大きな問題、その中で実際に試運転等も含めて、おそらくこれに取り組む、検討をする企業も相当な時間が必要だと思うのです。ですから町側がどれだけ真剣に取り組んだとしても相手のいることです。ですからこれをめぐるといった部分で私もある程度理解できているのですけれども、本当に再稼動に向けたきちんとした保証できるだけの枠が必要だと思うのです。そのあたりだけ最後に確認させていただきたいのです。あとはわかりました。こういった部分、財政健全化プランには関係ないということによろしいのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） ご指摘のとおり非常に厳しい、繰り返しですけれども、スケジュー

ールだという認識は十分持っております、めどという言葉が当然のことながら曖昧な表現であることも事実かと捉えております。我々としてはまずは1年間ということで、その相手方によった中で稼働が仮にその準備期間等々のスケジュールがまた見えてくるかという捉えでおりますので、この時点ではこういった取り扱いのみだけでございますが、今後その状況いかによって適宜議会の皆様、町民の皆様にはご説明、ご報告をさせていきたい考えでございます。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 今回のバイオマス燃料化施設の取り扱いと、財政健全化プランの関係でございますが、あくまでも現在の財政健全化プランにつきましては、この施設を今後も稼働するという前提の中でいかに経費を抑えていくかというところの目標値を掲げているものでございます。今回、この施設を取りやめることによって、さまざまなまずは運営費等も可能な限り減少はしていきますけれども、今後広域処理に係る負担増、そういうところも全部勘案しながら、その辺は精査していく必要があるというふうに思っておりますので、現段階ではこれを見直す等の考えはございません。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） ちょっと確認したいことがあります。先ほどのお答えの中で、この今回のバイオマス事業、タウン構想のころから、平成21年の稼働から町議会からの指摘事項が農林水産省と一生懸命協議したけれども、そこの中で会計検査院から指摘された事項だったと、そういうふうに理解していいのでしょうか。まずその辺が私たち議会で質問してきた、つまり指摘してきた事項が会計検査院から指摘されたことがほとんどであったと先ほど言いましたけれども、それで間違いありませんかというのが一つです。

もう一つは、今、大黒財政課長が財政健全化プランには関係ないとおっしゃっていましたがけれども、でも実際には5億円からのお金を返還するようになるわけですけれども、今後白老町における財政に対して影響というのですか、今後、今、白老町では一生懸命新たなまちづくりを考えていかなければならないということで、投資というものを一生懸命検討している最中でありながら、この金額を今、払っていかなければいけない。では今後、白老町でどういうふうな影響があるのかということ、細かい数字は別にしてもざっくりとした今後の見通し、簡単に結構ですから教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 指摘事項に関しては、一字一句とは申し上げませんが、おおむねそういった内容のやり取りが議員の皆様とやり取りした内容ということで、先ほど申したとおりでございます。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） このたびのこの施設の取り扱いに伴う補助金の含めた合計の持ち出しということでございますけれども、考え方といたしましては、まずこの5億円のうち約2億円弱が交付金の返還、残りが起債の償還を、これを一括して繰上償還するという考えでございます。その

財源につきましては、今、想定しているのは現在町債管理基金、繰上償還するための財源の貯金でございすけれども、これを2億円充てる予定でございす。その差引約3億円につきましては、財政調整基金からの取り崩しで対応するという考えでございす。この財政調整基金、現在、約9億6,000万円ありますから、そのうちから約3億円を取り崩すということになります。もちろん貯金は減るということになりますが、今後の財政運営に大きな支障をきたすということは、現在のところは考えてございせん。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。きょうは全員協議会ですから深い話は一般質問等だと思います。まず、この平成21年から10年間たちました。ついに来るときがきたかと、私はそんな思いです。私は10年前から、この事業は間違いなく破綻する、失敗をする、こう申し上げてこの議案に反対した一人です。前田議員も西田議員もそうです。ですから私は大事なことは、今、町長が当初話されました。このことも大事なのですが、この事業、町長がやった事業ではありません。それから、今の職員方がやった事業でも、もっと以前の町長の大きな事業です。これだけの大きな事業をこの全員協議会で簡単に聞き流したり、聞いたりするのは無理な話です。少なくとも議会というのはチェック機能ですから、大事なのは町民の意見がどうなのだと、ここに町民にきちんとこの5億円の返還の説明をしなければならない。この事業、私のはっきり言って、あの建設費約14億円ですね、それに起債の償還入って15億円、あそこにもう投資してしまっているのです。それから今回の5億円の会計検査院指摘の5億円、それからもう一つは、今後の施設の使用云々の話は今の問題ではない。このことをきちんと解決してから、ましてや土地は他人の土地です。このことを今さらあの機械をどう使う、こう使う云々の話をする、私は今ときではないと思っています。ただ、町長はこういうことを言いましたね。町長やったのではないのですが、事業実施の継続性や取り組み姿勢に対する評価を強く訴えたと先ほど町長申し上げました。そのとおりなのです。町長した事業ではないけれども、7年前に町長になったときから町長はこの事業に大きく評価をします。ですから私は町長がこれから責任を負わなければならない。ですから私は、きょうはこの全員協議会ですから、この程度で言うておきますけれども、きちんとこの事業30年度に停めるわけですから、その停める経過の説明、それから15億円、あの建設に投資した、5億円今回返還する、これで20億円ですね。それから施設の解体に2、3億円かかるといった。それからこの10年間のまちの持ち出しがある。私は30億円余り、この事業に財政に影響があったと思っています。ですから、町民の意見もきちんと聞いて、そしてきちんとしたまちの考え方を述べて、それから議会がチェックするやり方に持っていかなければならないと思うのですが、その辺の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） きょうの全員協議会の中では、今の松田議員からお話された部分については十分受けとめながら、再度また定例会12月会議の中でも明らかにしていかなければならないと思っております。いずれにしろ、このバイオマス事業が当初の目的を持ってそれぞれ進めてきてい

たわけですけれども、結果的にはこの事業のあり方がやはり問題としてさらけ出たというか、結果としてこういう結果が出たということは、町長が冒頭に申し上げた言葉の中に含めて申し上げたつもりでございます。そういうことで今、ご指摘ありました部分については、再度しっかりと、きょうこの会計検査院から出た報告をもとにしながら、一定限町としての考え方をまずは議会のほうにお示ししたことでございます。今後いろいろな機会の中でしっかりとそのあり方、これまでのあり方、それから今後の進め方については、お示しをしていかなければならないということは強く受けとめておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私もきょうは全員協議会だということは十分理解していますから、その中でこの会計検査院の指摘の中心は何だったのか。要するに指摘の中心という意味は根本的な会計検査院がいつている返還せよと言っている原因です。それが何なのか。例えば、以前議会で1番大きな議論になったのは、塩素濃度が0.35、これでいくという設計で動いたと、実質的な濃度は違ったのだということが4年ぐらいたって町から明らかになったことは事実ですね。そういうことが中心になっているのかどうかということが一つ。それから、これは道の職員が直接入って指導をして、そしてやったことなのです。それから高温高圧処理が停まったあと、農林水産省ともきちんと相談しながらやってきたように記憶しているのです。そういう中で素朴な疑問として、町民の皆さんが知りたいのは何かといったら、何で返すのと、原因は何だと、こういうことで返すのだということがきちんとするということが一つ。だから道が、名前挙げないけれども、入ってきてその人が直接指導をして、記憶ではこれは道の職員が直接指導をしてやったことなのです。それから高温高圧処理を停めたあとは、農林水産省がやったことなのです。そのことに対する責任が会計検査院としてどう考えているのか。町だけの責任なのかどうか。そこら辺は会計検査院が何て言っているのかというあたりが私は非常に大きな部分だと思うのです。

もう一つ、財政的にはわかりました。2億円が町債管理基金で、3億円が財政調整基金で崩すと。ただ、起債が当然いろいろな議論があって、原因があるのだけれども、起債は現段階でもう借りてしまっているわけですから、その分は減るのです。ただ、ここでこの用紙を見ると1,325万円ですか、これは利子償還分も入っているのです。今、返すのにどうして利子を返さなければいけないのか。少なくとも今のような状況の中で繰上償還をしようと、これは会計検査院がいった結果こうなるわけでしょう。それなのにどうして金利払わなければだめなのか、元金払うだけなら話もわかるのだけれども。国が返せと言っているものを返すのだから、起債返さなくてもいいのなら別で返さなくてもいいということは今までの償還の年数どおりに返せばいいのなら別です。だけど、国がそうではないと言っているのに元金だけ払うというのなら話はわかるのだけれども、どうしてこれは金利まで、この用紙で見ると返さなくてはだめだと、なぜこうなるのかと、この辺お聞きします。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） まず指摘事項のあった原因、要因、その中心でございますけれど

も、この1ページ目に記載されている部分の捉えなのですが、先ほど大淵議員もおっしゃられたとおり、塩素濃度の取り扱いという部分でいきますと、計画の中で達成度としては低いのですが、当初の考え方とすれば、事実としては塩素濃度0.35という部分はあったにしろ、バイオマスタウン構想上からの副資材等の希釈でそれをきちんとつけていて固形燃料自体は製造するという過程は理解していただいています。ですので、今回指摘になったポイントという部分は、事業自体を平成26年から高温高压機を停めていたということが事業の正当化すると停めていて、かつ登別市のほうにごみを持っていったと。まちとすれば財政負担の軽減のために農林水産省と協議して行った暫定扱いなのですけれども、端的に申しますと、それは農林水産省とのやり取りがあったにしろ会計検査院は認めてくれなかったと、見解の相違ということしか言わざるを得ないのですが、そういうところが事実でございます。やはり実態としてそういう状態となっているということの会計検査院の指摘でございます。その辺は理解いただきたいと思います。

それから、そういう意味では農林水産省との協議を経た中で取り扱ってきたところでございますが、やはり農林水産省とは一定限平成25年度あたりからの協議だったとしても暫定扱いと農林水産省は認めたことも会計検査院の指摘の中で、実際その根拠、取り扱い等、交付金の取り扱いには当然要綱、要領が制度としては前提でございますので、そういった中を精査をされたことによって、実際会計検査院の見解ということになりますので、そういった部分と、それから北海道という意味では、現時点での北海道の部分でいきますと、当然、言葉は適切ではないかもしれないですけども、返さなくていい方法といいますか、どうにかその辺はきちんと適正化を図る上での北海道とも協力体制をもとにこれまでやってきた状況でございます。今までの計画、当初からの話は別ですが、今の現時点ではそういった道との関係です。ここはやはり責任という部分でいきますと、事業主体が白老町ということがもうそこが一つでして、事業主体が白老町ということであれば農林水産省、北海道というのはそこは審査機関だったり、申請を受ける機関、道の基金の中でお金を交付金を受けているという流れでございますので、あくまで事業主体が白老町ということですので、今回の会計検査院の不当という部分については、白老町が負わなければいけないということになるものと捉えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 繰上償還の関係について、お答えいたします。私どもも今回このような会計検査院の指摘があった事業については、この利息分についてはなしで、いわゆる起債のほうも返しなさいというようなことになろうかというちょっと想定はしてございましたが、この件につきまして、現在、北海道財務局との協議を進めているところでございまして、まだ最終的な結論は出ていない状況でございます。ただ、私もちょっと認識が違ったのは、今回の会計検査院の指摘を受けたことについて、この資料2の最後の6、今後の流れというところにも記載してございますが、指摘を受けた部分について、町が財産処分承認申請を提出するという形になってございます。これは会計検査院があくまで指摘をしました、それに対して町がその指摘を認めて、ではこれをやめさせてくださいという承認申請をするというような流れになってございます。簡単に言いますと、今

回の、これは承認申請は一本でやるという考えでございますが、この農林水産省に出すこの承認申請の中身につきましては、あくまでも指摘された8,500万円と、そのほかはあくまでも任意に返しますという部分になってございます。それで、この件につきまして北海道財務局の見解としましては、あくまでも国のほうからの返還命令みたいなものがないものについては、これは強制繰上償還にはならないという判断になってございます。ということで、まずはこちらから任意に交付金を返しますという部分については、これに対応する起債についてもこれは任意に繰上償還するという、これは結論は出ております。では今回のこの指摘を受けた部分は手続き上はあくまでも町が財産処分承認申請というのを提出するけれども、あくまでもこれは指摘を受けた、もう返さなければならぬような状況に追い込まれているのだから、これについては強制繰上償還の対象にさせていただいて、この部分については利息は発生しないような形を取れないかということで、今、財務局のほうと協議をしているところで、まだこの回答は現段階ではいただいている状況でございます。いずれにしまして、北海道財務局、いわゆる財務省のほうもこれは認められないということになれば、全て任意に繰上償還をするという形を取らざるを得ないということになって、その部分の1,300万円の利息分はあくまでも保証分としてお支払いしなければならないという形になる可能性がありますので、今回このようなお示しをさせていただいております。

もう1点、では交付金、指摘を受けたから起債を返さなければならないのかということ、これは北海道財務局の考えでは、これは別に繰上償還する必要はないという現段階のお答えはいただいています。ただ、本町としては今回この機会をもってこの事業を廃止するという、それから現在2億円の町債管理基金を蓄えているということ、それから今後この施設、いわゆる公債費の軽減、このようなものにつながるということで、この機会に任意であっても繰上償還をしたいという考えを持ってございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。基本的にはわかりました。1点目の件ですけれども、そうすると会計検査院が言っているのは、高温高圧処理を停めたと、それはそのことがこの交付金事業にあたらぬということだめだと。基本的にはだめだと。当然、塩素濃度の問題、いろいろなことがあるのだけれども、基本的にはそういうことだという理解でいいですか。会計検査院が主たる返せという理由です。これは、そこがやはりきちんとしないとだめなのです。早くやっておかないとだめな部分はそこだと思っております。だから、そういうことで高温高圧処理を停めたと。ということは逆に言えば、会計検査院は独立機関だから、農林水産省や北海道に及ばないということは私はわかります。わかるけれども、農林水産省や北海道の指導の責任はないのかと。会計検査院を除いた部分での責任は、自治体のお金が負うのです。お金が負はないのならいいです。そういうことで言えば、その北海道や農林水産省の責任というのはないのかということには、そこはないというふうになってしまうのですか。会計検査院が独立機関だから、そちらは関係ないというのはわかりました。そこは理解したけれども、そこはやはり感情的に非常に合点がいかない部分だというふうに思わざるを得ないのです。だからそこは何とかの手立てがないのかというふうに私は思うのです。

それはわかりました。それともう1点、だから起債は返したくなかったから返さなくていいということですね。ただ、会計検査院が指摘したのは8,500万円、9,900万円が別にあるでしょう。これは、そうしたら任意で10年払いにするとか、これはちょっと違うから払わないとか、それは任意だということはそういうふうにできるという意味ですか。私は繰上償還に賛成だけれども、繰上償還をしなかったら、今までどおり払ってもいいということでしょう。今言ったのは。では9,900万円はどういうことになるのですか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 会計検査院の指摘の事実としましては、大渕議員お話したとおり、平成26年度に高温高压機を停めたということが一つ要因です。それにその中で今後のその見込み、めどというものは我々平成34年までしっかり農林水産省にやると言っているのですけれども、それは認めてくれなかったのです。結局、引き金という部分でいきますと、平成26年から高温高压機を停めていたということが事実でございます。

それから農林水産省、北海道の責任という、当然のことながら責任はその手続き、検査、実績報告等の流れ、またはこれまでの利用状況報告というものは管理として北海道も行っている状況でございます。そういう意味では責任はありますが、補助金という費用の面での負担というのはあくまで事業主体、白老町ということになるものですから、その部分に対する制度か何かで割り当てる部分だとか、割合が何か農林水産省なり、北海道にあたるというものはございません。制度としてはございません。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 大渕議員がおっしゃったように、今回指摘を受けた交付金を返還する場合であっても、まずは今の北海道財務局の協議の中では繰上償還はしなくてもいいということでございます。ただ、町としては一括償還させていただきたいという話はしてございます。このしなくていいとなりますと、まだ6年ぐらい残っていますので、定期償還といえますか、平成36年度まで毎年返していくということも、これは実際としてはあり得ることではございます。交付金のほうは、まず会計検査院指摘の8,500万円につきましては、これは町はこの指摘を認めます。ですからこれはお返ししますということをやります。残りの9,900万円については、これは実際は返さなくてもいいのです。これはどういうことかという、このまま8,500万円は指摘を受けたので返しますけれども、この施設は今後も何らかの形で継続しますと。となれば9,900万円は返す必要がございません。ただ、本町はこの時期に施設、いわゆる施設も全部廃止しようという考えなので、指摘以外の部分も任意で交付金は返させてくださいという。この承認を農林水産省に提出して承認を受けたいということで、合わせて1億8,500万円の交付金の返還を今回させていただきたいという考えでございます。だからこの部分と起債の償還は別というような形になります。

○議長（山本浩平君） 8番、大渕紀夫議員。

○8番（大渕紀夫君） 8番、大渕です。1点目はわかりました。そうすると今回返すという部分の町の責任、私は町の責任というのは0.35の塩素濃度でやるということで補助資材で十分間に合う

と。ところが実際は0.8から1.2ぐらいの塩素濃度があったと、事実は。それは賄いきれなかったということだと、それは議会の中で何度もやり取りになっています。それは十分知って、戸田町長もそこは認めているのです。ですから私が何を言いたいかというと、町の原因ということですので、そういうことになっていくのですか。町の原因と今言った会計検査院が言っている責任と違うわけだから。だから、そこはそういうふうになるのかどうか。それは議事録を見たらそういうふうになっているから。だから、そこら辺は町の原因としてみたときにどうなるのかという見解があれば一つ。それから今の話だけれども、例えば今のような形で継続したら、9,900万円だから1年間6,000万円では全然だめなのだけれども、今やっているような形で継続しても、それでも9,900万円は返さなくてもいいという意味かどうか。それと、そういうことであれば1年間停まるのだけれども、停まった後、まだ民間で動くかもしれない。そういうときはその9,900万円はどのようになるのですか。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 町の原因という部分での今の考え方としましては、やはり計画を踏まえた中で塩素濃度の軽減措置を図る上でのプロセスの中でいきますと、形上はできたとしても、それに伴う副資材の調達であったり、費用の問題としてきちんとそれができなかったという町の原因は発生するという考えです。結果、そこは当然予算の範囲で1万1,000トンまでは到達が全くできていないものの、それに向けたプロセスはあったとしてもやはり、それにお金をかけて、そのプロセスを全うできなかったというのは町の原因だと捉えております。

それから9,900万円の部分の考え方なのですが、実際ここは任意ということで、財産処分における部分の農林水産省の見解としては、目的外使用ということでの承認申請を受ける取り扱いということなのですが、その目的外使用という捉えなのですけれども、先ほども申したつもりなのですが、農林水産省の事業というのは、まずバイオマス資源が地域にあって、それを処理をする。処理をするメインが高温高圧設備、それを使って固形燃料化というのが簡単に申し上げますとプロセスになっています。それを今、現時点でやはりお金のかけ方なのですが、財政の負担を考慮すれば、高温高圧機を今、町直営でまわしながら続けていくということが9,900万円を全うするためにはそこしかないのです。ですので、それをやるのが我々これまでの議員の皆様方との議論の中でいきますと、やはり財政負担というものが非常に大きい。そのことから平成26年で暫定規模縮小をかけて行った経緯です。これをまた農林水産省の対象要件どおり続けることが得策かどうかということでございます。

そういう意味から、実際お金の整理ということでいけば、やはり農林水産省として財産処分承認基準を踏まえて1回整理をしたいというところでの9,900万円。当然、負担の割合から想定できると思うのですが、そういう理由で先ほど大黒財政課長が言われたとおり、任意という扱いになる捉えでございます。

○議長（山本浩平君） ほかにございませんか。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 簡単なことですが、ちょっと伺っておきたいと思います。

先ほど今後の対応の中で民間に移譲することも考えながら、まだゼロだけでも、どこに対応しているわけではないというお話がありました。先ほどちょっと同僚議員からもお話ありましたように、あそこは白老町の土地でもありませんし、日本製紙がやはり今の環境問題、CO₂の削減ということ踏まえてのバイオマスの燃料を使うということでの対応でいろいろなことをしてくれたのだと私は考えているのですが、今の時点で、きょうこれが国会に報告され、議会のほうに報告されたということで今後の対応になると思うのですが、民間移譲にするにしても、あそこをどういう形にしていくのかにしても、日本製紙さんにきちんとした状況説明、それからお話をしていくということが大変重要ではないかと、そうではないと先へ進めないのではないかと考えるのですが、その点はどのようにお考えになっているかということが1点です。

もう一つは、先ほど町民説明ということがありました。副資材でかなり燃やせるごみ、燃料ごみということで、町民にかなりの負担をかけました。それをふやせ、ふやせということで、それが今度は燃やすごみに変わっていくのではないかとと思うのですが、リサイクル率と、それから町民の負担も含めて、ましてや町のまた持ち出しとして経費として係るわけですから、その辺の説明はやはりきちんと町民の方々にもしていく必要が私はあると思いますが、その辺どのようにお考えになっているか伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） まず、日本製紙さんとの協議状況でございますが、先ほどの繰り返しになりますけれども、本日がスタートというような形になりますので、公式的な部分でいきますと、今後ということになります。いろいろな角度で日本製紙さんには我々のまちの意向、そういう意味では今後議員の皆さんからもいろいろな角度でご意見いただきたいと考えておりますので、申し訳ありませんが今後という形でご理解いただきたいと思います。

それから燃料ごみの関係でございますが、リサイクル率等の影響ということで申し上げますと、まず1年間ということでまだまだ根拠立ては我々の努力目標という1年間でございますが、今後は燃料化施設を停止することによっては利用できないことになるため、暫定的にも登別市さんのほうに処理をしていただく、イコール、焼却処理ということしか今回一定限せざるを得ないという状況でございます。ただ、そういうことも考えれば、ある程度早めに処理をリサイクル率向上のための取り組みとして決めていきたいという考えでありますので、まず一定限この暫定的な扱いとしては登別市さんのほうにお願いするしかないというところで考えております。また町民負担との影響でございますが、いろいろな部分で雑紙、廃プラスチックというところでいきますと、ご協力いただいております。約年間、昨年ベースで500トン弱はいただいております。今後もそういう部分は当然、可燃ごみの袋の許容量が減りますので、そういった部分でいけば、ごみ袋代は軽減できる。これをまた元の可燃ごみに戻してしまいますとやはり負担がふえるという想定でございますので、できればそのためにも結果燃やすのですが、1年間は町民の方にもご迷惑は最低限、こういう部分でもちょっとご理解いただく上でも対処したいという考えで分別は変更しないで進めたいと考えてお

ります。

○議長（山本浩平君） ほかにございませんか。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 忘れたので確認だけします。民間事業者等の事業継承の可能性を探すと聞いていますけれども、起債の償還だとか、補助金の返還、いろいろな部分で町が負担していますが、それも含めてこの事業継承を探すということになったときに、その基本姿勢を伺いますけれども、あくまでもこれに対して町は再稼働、あるいは施設を活用するために新たにまた町が支援することを考えているのか、負担金を出すことを考えているのか。この事業継承を民間事業写として町はあくまでゼロベースでやってくださいという考えなのか。ぜひ跡地利用してもらうために町も少し追い金を払って何とかやってくださいと、そういうことになるのかどうか。その辺の姿勢だけ、もう時間がありませんから、これは大義名分にして事業継承するから町が少し負担するとなるという話にかわっていってしまうと、また町民負担になってくるのです。あくまでも1回停止しますから、この事業は民間が仮にやると、やる人が受けてきて、その条件設定の中で町は、町も多少は負担しますとか云々となるのかどうか。あくまでもゼロベースで交渉していくと。これは非常に大事なのです。その辺、議会で議論していかなければ大変なことになりますけれども、その辺の今の考え方だけ確認しておきます。これは理事者から答弁してください。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今まで何度もきょうの段階で民間事業者に今後事業継承をというふうなところで、具体的なものがまだまだしっかりしていないところはあるということは当初から考え方は述べたとおりです。その継承のあり方については、一つは先ほどからご指摘されているように日本製紙の底地の問題がありますから、日本製紙の考え方が一つどういうことかということは確認を必ずしなければならぬと思っています。それから次は、民間事業社に対して町としてどういう形でかかわっていくのかということの問題については、施設のそのまずは建物を簡単に言えば、底地の問題もあるのですけれども、建物をどうするかということはあると思うのです。それにプラス、事業継承という事業をやっていくときに、その事業そのものにプラスアルファをしていくかと、そういうところも考えていかなければならない。そういうことからいえば、そのプラスアルファの部分については、今の段階ではゼロベースで、やはり民間として、事業としてできる形で私どももお願いも含め、それから協議も含めてしてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） ほかにございませんか。

なければ私もどうしても気になるところが1点ありますので、ちょっとお話をさせていただきたいと思えます。行政は、事業というのをこれを継続していかなければならないという部分がどうしてもあるではないですか。今回これは先ほど松田議員からも出ましたけれども、当初の町長の考えた事業ではなかったのですけれども、この事業そのものは北海道も非常にやりたい事業の一つでありました。その当時、地球温暖化、ごみの減量化、リサイクル等々で、これは白老町もやりたかったけれども、道もやりたかった事業であります。しかしはっきり申し上げて結果的にこれは大変苦

しい、苦しい失敗事業だったということだと思います。それで、今こういう処理ということになるのですけれども、1番最後のほうに出されている、平成32年度をめどとして新たな経営形態による再稼動を模索したいと。これは非常に私は危険性があると思うのです。目先の2億円、3億円のこの解体費が目前にあるから、それでどうしてもやはり続けていかなければだめなのだという単純な考え方に立ってしまったら、私は将来の町民に対する負担というのが逆に大きく膨らんでいく可能性もあると思うのです。なぜならば学識経験者の意見をいただきながらどうやっていくかということもちょっと前まで研究されてきました。ですけれども結果的に今のバイオマスのスタイルということに関してはうまくいかなかったのが結果です。それと日本製紙さんにしてみると、町のほうがお金がかかったとしても、今の状態の中で仮に少なくとも少しは固形燃料化されたものを提供していただくことによって、日本製紙さんにとってはマイナスではなくてプラスになっているから、当然日本製紙さんとしては固形燃料を提供してくれるのだったら、どうぞお使いくださいという話になるとは思うのですけれども。それらも踏まえて、ここは平成30年のもう終わりに入ってきているわけです。平成32年度をめどとして新しい経営形態による再稼動を模索したいというのは、これはちょっと早すぎるというか、何か危険性を感じます。これはこれでやはり一旦打ち切って、松田議員がおっしゃったように、ここはやはり再度、これから先のことはもう一度練り直すくらいの勇気がなかったら、これは逆にもっとお金がかかり、最終的に町民の負担がふえるような、そういう可能性もあるでしょうし、おそらくいろいろな形で参入したい民間事業者も全て同じような物、固形燃料をつくることばかりではなくて、ほかのことであそこを使いたいという方々も実際にいらっしやいましたし、私のほうにも相談しに来たところもありました。そういうところは町の補助金を全く意識していないかといったら、意識していないわけではないわけなのです。必ず意識しているのです。ですから、そういったことも総合的に踏まえて、この再稼動に関してはいろいろな角度で慎重に検討していただきたいと、このように思いますがいかがですか。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日に議員の皆様方、議長からもご指摘いただいた懸念というのは、十分私たちも今後のあり方についてどうあらねばならないのかという議論の中で、この1年間という、その決めた期間の中でしっかりとした民間を含めた継承が本当に大丈夫なのかという、そういうことは正直に言えば大丈夫だと声高らかに言える部分というのは、本当はないところもあるのですけれども、ただこの施設を、あの建物をいかに再利用をしていかなければならないかという、その価値はやはり十分考えていかなければならないのではないかとということが今の時点での押さえ方なのです。少なくとも当初の目的、さまざま4つの目的がありましたけれども、全て4つの目的には達成できなくても、今のこの環境問題に対応するような形でのあり方が模索できないのかということで、今後の民間事業者への事業の継承を考えていきたいと思っております。山本議長からもご指摘があった、本当に慎重に今後のさらなる負担が発生しないように、そこのところは十分考えながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午前11時29分）